

問1. 神戸

私からは、医療的ケア児についてお尋ねしたいと思います。

令和3年9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」いわゆる医療的ケア児支援法の施行から2年が経過し、県内の医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるようにするための体制整備が進められていると思います。

この医療的ケア児は、全国で2万人おり、ここ10年で倍増しました。「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいいます。日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けなければならない児童で、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職、要するに世話をしなければならないので仕事に行けないと、その防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、法律が整備されました。

そこでお尋ねをいたします。これにより今まで努力義務だったものが責務となり、地方行政での支援が必要となりました。特に医療的ケア児への支援の中心となるのは市町村だと思いますが、どのように支援は進められているのか伺います。

答弁1. 医療療育支援室長

医療的ケア児は地域の中核病院を退院して地域で暮らすようになったところから、ライフステージが進むごとに就園や就学など様々な分野にまたがる課題を抱えることが多くございます。

そのため、医療的ケア児とその御家族が安心して地域で暮らしていただくには、医療、保健、福祉、教育など、様々な関係機関が連携して支援する体制を地域において整備を進めることが重要であります。こうしたことから、市町村では、関係機関と総合的な調整を行い、医療的ケア児に必要な支援につながる役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置しております。

このコーディネーターは、本年4月現在で県内53市町村において326人が配置をされております。このように、コーディネーターが医療的ケア児に伴走し、個々の状況に応じた必要な支援が提供されるような体制の整備が各市町村において進められております。以上でございます。

問2. 神戸

今、様々な関係機関が連携をしてということで、コーディネーターが53市町村で326人が活躍されているということをお伺いしました。

実は私、先日、民間の医療法人が経営されている医療的ケア児等支援センターにお伺いしました。医療的ケア児を保育園や幼稚園、学校教育の現場でどのように受け入れるかというところで、コーディネーターの養成と連携体制を築くために研修を開催しておられて、全国の地方自治体の受け入れ態勢の整備にも力を入れてみえました。

そこでお尋ねをしたいと思えますけれども、市町村では医療的ケア児等コーディネーターが調整役となって、ということで、御本人と御家族の生活を支えるとのことですが、県はこうした取組に対してどのように関わっているのか伺いたいと思います。

答弁2. 医療療育支援室長

本県では、医療的ケア児支援法に基づき、昨年度県内全域を7か所の医療的ケア児支援センターによって支援する体制を整備いたしました。

センターでは、どこに相談すればいいかわからないといった御家族からの相談への対応やコーディネーター等の地域の支援者からの解決が難しい事例についての相談対応を行っております。

このほか、地域の保育所などの関係機関に対する研修、障害福祉サービス事業者をはじめとする社会資源等の情報の収集及び発信、そして、地域において在宅生活を支えていくための関係機関による連携体制づくりを行っております。

また、本県ではコーディネーターを養成するための研修や現任のコーディネーターに向けた知識・技能の向上を図るためのフォローアップ研修を開催し、地域で支援を担う人材の育成にも取り組んでおります。

こうした取組により、地域の支援体制整備を後押ししております。
以上でございます。

問3. 神戸

今、しっかりどこに相談すればよいか、という相談にきちっと対応されておりますし、情報収集、連携体制などフォローアップ体制をしっかりやっているということをお伺いしました。

特に愛知県では、私は春日井市でありますけれども、愛知県医療療育総合センターが充実しております、医療的ケア児の対応や受け入れ等は

しっかり行われていると私も思います。特に医療療育総合センターの隣に、受け入れる春日台特別支援学校がありまして、毎年行われる運動会や文化祭などでは、医療的ケア児も参加し、保護者の方々も一緒になって、楽しんでいる様子を拝見しております。

県の医療的ケア児支援センターが、県全体の支援のレベルアップにつながるために重要な役割を担っていると思います。

そこで、最後の質問をお尋ねします。各市町村や関係機関との連携がさらに進むために、県として重点的に取り組んでいることはあるのでしょうか。どんなことに取り組みまれてかお聞かせいただきたいと思います。

答弁 3. 医療療育支援室長

医療的ケア児に必要な支援につなげるためには、市町村が配置するコーディネーターを中心としたネットワークづくりが重要であります。

そのため、県として地域で暮らす医療的ケア児を市町村がもれなく把握し、コーディネーターを通じて着実に支援につながるような仕組づくりに取り組んでおります。

具体的には、今年度7か所の医療的ケア児支援センターそれぞれが新生児集中治療室等のある地域の中核病院を訪問し、各病院から退院する医療的ケア児に関する情報を市町村に提供するよう依頼をしております。

そして、情報提供を受けた市町村においては、医療的ケア児の退院先を事前に把握し、すみやかに適切なコーディネーターを選任することにより、コーディネーターが中心となって地域の関係機関と連携しながら、病院を退院する際から必要なサービスにつなぐ体制づくりを行っております。

こうした取組により、医療的ケア児に市町村のコーディネーターが寄り添い、必要な支援につなげていく体制をさらに推進してまいります。

以上でございます。

要望. 神戸

今、コーディネーター中心のネットワークをしっかりとつないで、新生児集中治療室のある病院と一緒に連携されているということなので、情報を共有されて市町村のコーディネーターをしっかりと立てていくこと、また、お互いに情報共有していくことは本当に大事だと思います。

最後に要望させていただきます。医療的ケア児を受け入れている民間の医療法人では、相談が全国から入ってくるそうで、その電話対応やリモ

ート・メール等で対応しているとのことでした。実際に Google workspace からスプレッドシート (Excel 形式) を職員の方がそこで作成し、相談対応記録、相談対応報告書等を一覧表にして「見える化」したそうなんです。行政とも定期的にミーティングを行って、全体のレベルアップを目指していると伺いまして、民間なのに、もちろん行政も引っ張りながら、医師やスタッフの皆様の熱意が伝わってきました。

丁度、その支援センターの室内で運動会が開催されていまして、医療的ケア児がダンス、音楽に合わせて踊ったり、かけっこ、もちろん車いすに乗って器具も付けてましたけども、ご家族の方々も一緒に楽しんでみえたという様子を伺いました。

基本理念第三条の2に、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、中略しますけれども、関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に切れ目なく行われなければならない、とあります。これもインクルーシブ教育への1歩につながると思います。

地域によってまだまだ温度差があるとも伺っております。また、この法律の規定は施行後3年を目途として実施状況をみて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるとあります。県が市町村にしっかり呼びかけていただいて、安心して受け入れることができる、現場でもいざ受け入れようとするとうごく覚悟がいますので、そういう体制が整備されることを心から要望して、質問を終わります。